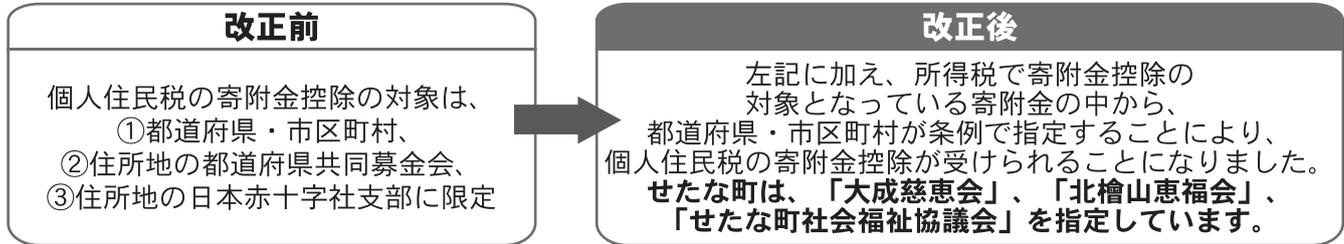


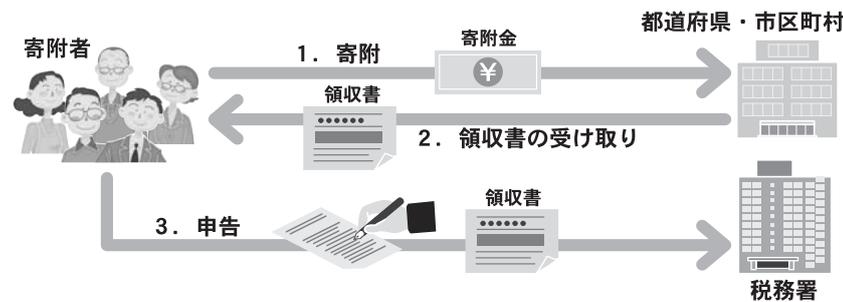
都道府県・
市区町村に
対する
寄附金

寄附金税制が大幅に拡充 されました！

■寄附金控除の対象はどう広がるの？



■個人住民税の寄附金控除の適用を受けるためには**申告**が必要となります。



個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに最寄の税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付することが必要ですので、注意してください。

※個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に簡易な申告書による申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

平成21年
10月から
始まります

個人住民税の公的年金等からの 特別徴収制度が始まります

平成21年10月から住民税の公的年金等からの特別徴収(天引き)制度が始まります。

●対象者

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた方であって、当該年度の初日において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方。

ただし、次の場合は、特別徴収の対象外となります。

- ①当該年度の老齢基礎年金額が18万円未満である方。
- ②当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える方。

●特別徴収の対象税額

公的年金等に係る所得割額及び均等割額となります。

●特別徴収の対象年金

老齢基礎年金等が対象となります。

■問い合わせ先

- ・本庁税務課課税係 ☎0137-84-5111
- ・瀬棚総合支所総務税務課課税係 ☎0137-87-3311
- ・大成総合支所総務税務課課税係 ☎01398-4-5511



商工会では、マイバッグを無料進呈しています

せたな商工会合併記念事業として「NO!!レジ袋運動」を展開します。

●マイバッグ無料進呈

ご希望の方は、「引換券」を持って、商工会本所・各支所までお越しください。色は茶、ベージュ、オレンジ、紺の4色からお好きな色が選べます。

●エコシールサービス

エコシール加盟店でレジ袋を辞退された方へ、エコシールが1枚もらえます。このエコシールが50枚貯まると100円分の金券としてお使いいただけます。

【エコシールサービス期間】

平成20年12月1日～
平成21年11月30日

■問い合わせ先

せたな商工会

- ・本所 ☎0137-84-5406
- ・瀬棚支所 ☎0137-87-3435
- ・大成支所 ☎01398-4-5300

働いている調理師法の皆さまへ

●調理師法では

調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに12月31日現在の調理従事場所等を届け出なければならぬと定められており、今年は届出の必要な年となっています。

●届出が必要な方とは

次の施設、店舗で調理の業務に従事している調理師の方です。

- ・寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- ・飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

●届出用紙は

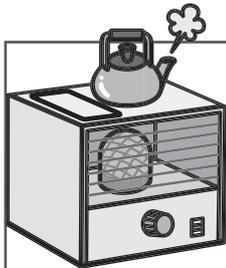
八雲保健所及び今金支所に備え付けてあります。

■届出締め切り

平成21年1月15日まで

■問い合わせ先

- ・北海道八雲保健所 ☎0137-63-2168
- ・北海道八雲保健所今金支所 ☎0137-82-0251



福祉灯油券を支給します

1世帯あたり70%支給

本年度は、町民税非課税世帯全世帯が対象です。昨年度のような年齢等の区分はなく、対象範囲が広がりました。

■支給対象世帯

- ①平成20年11月1日現在せたな町に住民登録している世帯
 - ②平成20年度市町村民税非課税世帯<世帯全員が非課税であること>
 - ③生活保護世帯(非課税世帯)も対象となります
- ※施設入所世帯や長期入院など生活実態のない世帯は対象外です

■申込締切

平成21年2月28日まで

■申込・問い合わせ先

- ・本庁 保健福祉課 福祉係 ☎0137-84-5111
- ・瀬棚総合支所 保健福祉課 福祉係 ☎0137-87-3990
- ・大成総合支所 町民福祉課 福祉係 ☎01398-4-5511



平成20年度 消防設備士講習

●講習受付期間／平成20年11月25日(火)～12月19日(金)

●講習実施期間／平成21年1月14日(水)～3月17日(火)

講習地及び会場		実施年月日	講習区分
函館市	函館市民会館 函館市湯川町1丁目32番1 ☎0138-57-3111	3月5日(木)	警報設備
		3月6日(金)	消火設備、避難設備・消火器
札幌市	北海道自治労会館 札幌市北区北6条西7丁目5-3 ☎011-747-1457	1月14日(水)	消火設備
		1月15日(木)	警報設備
		1月16日(金)	避難設備・消火器
		3月10日(火)	警報設備
		3月11日(水)	消火設備
		3月12日(木)	避難設備・消火器
		3月13日(金)	警報設備
		3月17日(火)	特殊消防用設備等
室蘭市	室蘭市民会館 室蘭市輪西町2丁目5-1 ☎0143-44-1113	1月22日(木)	警報設備
		1月23日(金)	消火設備、避難設備・消火器
苫小牧市	苫小牧市民会館 苫小牧市旭町3丁目2番2号 ☎0144-33-7191	2月12日(木)	警報設備
		2月13日(金)	消火設備、避難設備・消火器
講習区分	消火設備(甲乙1,2,3類)、警報設備(甲乙4類・乙7類) 避難設備・消火器(甲乙5類、乙6類)、特殊消防用設備等(甲種特類)		

- 対象者／**1**消防設備士免許交付後、2年以内に講習を受講していない方
2上記**1**の講習を受けた日から5年以内の方でこの講習を受講していない方
3上記**1****2**の受講期間を経過している方

●受講手数料／講習区分ごとに7,000円(北海道収入証紙)です。
※お問合せ並びに受講申請書、実施要領については最寄りの消防署へお問合せください。

■問い合わせ先／

- ・せたな消防署予防係☎0137-84-5709
- ・瀬棚支署予防係☎0137-87-3344
- ・大成支署予防係☎01398-4-5401